

お詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、深く御礼申し上げます。

この度、弊社は不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」）第7条第1項の規定に基づく措置命令（令和3年12月16日付）に従い、一般消費者の誤認を排除するために、次のとおりお知らせいたします。

弊社は、「ウイルオフストラップタイプ」と称する商品、「ウイルオフ マグネットタイプ」と称する商品、「ウイルオフ 電動拡散ファン」と称する商品及び「ウイルオフ 吊下げタイプ」と称する商品の各商品（以下これらを併せて「本件4商品」）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「ウイルオフストラップタイプ」と称する商品について、令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間、商品パッケージにおいて、「空間除菌」、「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※1ウイルオフストラップタイプ」等と表示するなど、あたかも、本件4商品を使用すれば、本件4商品から発生する二酸化塩素の作用により、室内において、身の回りの空間に浮遊するウイルス又は菌が除去又は除菌される効果等が得られるかのように示す表示をしておりました。

かかる表示について、景品表示法第7条第2項の規定に基づく消費者庁からの求めに従い、資料を提出いたしましたが、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められず、本件4商品の取引に関し行った表示は、本件4商品の内容について、一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止のため二酸化塩素の適正な使用についての規格基準の策定を進め、消費者に誤解を与えない製品開発に努める所存でございます。何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

令和4年6月11日

大木製薬株式会社

【本件に関するお問い合わせ】

大木製薬株式会社

電話番号 03-3256-5052

受付時間 午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）